

令和2年4月6日

神戸市教育委員会
長田教育長 殿

日本維新の会 神戸市議員団



神戸市立学校園における臨時休校の暫定措置についての提案書

新型コロナウイルス感染症発症の報告が絶えない中、兵庫県は始業終業時間を変更した上での学校再開の方針を打ち出しましたが、児童生徒への感染を考慮すれば再開に対しては危惧の念を抱いております。

学習やクラブ活動等の遅れの心配もありますが、神戸市における感染拡大の状況を踏まえ、子どもの安全と健康を守る観点を第一とし、臨時休校とすることが妥当であると考えます。

1. 臨時休校の期間と保護者の周知について

- (1) 4月8日(水)～4月19日(日)までを臨時休校とし、短縮授業による再開や臨時休校の延長、解除などが決定した場合、学校園ホームページや保護者メール、各種媒体を活用し、速やかに周知を行うこと。
- (2) 各学校園の新入生で、メール登録が済んでいない保護者には速やかに登録いただくようお願いすること。
- (3) 休校中の学習の保障や小中学校等の特性を踏まえた再開の検討、再開後の教育活動の円滑な実施に向けた取組みを行うこと。

2. 臨時休校期間中の登校日・給食・その他行事について

臨時休校期間中であるが、新年度のスタートでもあるため、必要最小限の範囲内で、行事・登校日を設定すること。

(1) 新年度の入学式・入園式について

入学式は感染予防対策を講じた上、参加者は、新入生・新入園児・保護者・教職員のみとする。保護者の人数については、コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、各家庭で参加人数を極力絞っていただくようお願いすること。また、保護者の出席については、感染拡大防止の観点から、マスク着用等のご協力をお願いすること。なお、会場

内の密集度を下げするため、新入生が4クラス以上の入学式は分割し、2クラスずつ、もしくは3クラスずつで行うこと。

(2) 始業式の実施について

始業式は在校生が一同に会する形ではなく、各教室で教科書・年度当初の配布物の配布、今後の予定等を中心に短時間で行うこと。2回に分けて実施するなど、教室の中は20名程度に留めるようにすること。

(3) 登校園日の設定について

各学校園では、学年やクラスを分けるなどして、クラス内の密集度を下げる工夫のもと、週に2回程度、午前中に登校園日を設定するとし、年度初めの教育活動・配布物の回収・学習内容の確認・課題の受け渡し・図書の貸し出し等を行うこと。

(4) 給食・部活動について

学校給食・部活動は4月19日まで行わないこと。

(5) その他の行事について

今年度に行事に関しては、状況を鑑みて柔軟に対応すること。

3. 運動場開放について

運動不足も懸念されることから、在籍する学校の市立小・義務教育学校の運動場を開放、使用する場合は学校のルールに従うものとする。

4. 自宅等で過ごすことができない幼児児童生徒への対応について

保護者が仕事を休めないなど、自宅等で過ごすことができない幼児児童生徒がいることを考慮し引き続き、以下の対応を行うこと。

(1) 市立幼稚園の幼児について、家庭で保育できない場合は、在籍する幼稚園で預かる。

(2) 小学校の児童について、保護者が仕事を休めず、学童保育等過ごす場所が確保できない場合は、在籍する小学校で受け入れを行う。

・1～3年生：原則学童保育で対応するが、学童保育の体制が整わない等の場合は、小学校で受け入れる。

・4～6年生：日中は小学校で受け入れる。放課後は学童保育で対応する。

(3) 特別支援学校（特別支援学級を含む）の児童生徒について、保護者が仕事を休めず、福祉サービス等の活用もできない場合は、在籍する特別支援学校（特別支援学級においては在籍校）で受け入れを行う。

5. 臨時休校中の学習の遅れ・児童生徒の学習支援策について

- (1) 休校のために不足した授業は夏休みなどに行うこと。
- (2) 児童生徒及び保護者が活用できる教材や動画等を紹介するコンテンツポータルサイトの開設やネット配信授業を進めること。

文部科学省「子供の学び応援サイト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

6. 注意事項として各家庭に対しての通知について

- (1) 健康管理の徹底。
登校時は通学途上や教室での咳エチケット・マスクの着用、手洗いのためのタオルの持参などの配慮のお願い。公共交通機関内での会話等についての注意。
体調の不良を感じた場合は、登校しないこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染又は濃厚接触者となった場合は保健所の指示に従うこと。
感染症や健康への不安がある方は、神戸市電話相談窓口（24時間受付）へ連絡。
 - ・ 新型コロナウイルス専用健康相談窓口 078-322-6250
 - ・ 帰国者・接触者相談センター 078-322-6829※医療機関を受診する際には必ず事前に連絡し、マスクを着用の上受診してください。